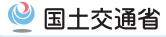
<第2回 都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会>

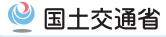
# 都市鉄道におけるバリアフリー化の現状について





1.	鉄道関係のバリアフリーに係る制度の変遷と近年の動向	1
2.	バリアフリー法及び基本方針の概要	2
3.	鉄道駅のバリアフリー化の現状	4
4	鉄道を取り巻くバリアフリー化の近年の動向	11

# 鉄道関係のバリアフリー制度の変遷と近年の動向



H5年度	○「障害者基本法」改正(H5.12.3施行)  ☞障害者の自立と社会参加を促進する目的から、交通施設について、交通事業者に対し、障害者の利用の便宜を図るよう努力義務を課すとともに、 国及び地方公共団体も必要な施策を講じなければならないことを記載			
H6年度	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)」(H6.9.28施行)			
 H7年度	○「高齢社会対策基本法」(H7.12.16施行)  ☞高齢社会対策大綱(平成8年7月5日閣議決定)において、高齢社会対策として「駅、空港等の交通ターミナルにおけるエレベーターの設置等高齢者の利用に配慮した公共交通機関のバリアフリー化を図る」ことを記載			
H12年度	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」 (H12.11.15施行)			
_	☞利用者数にかかわらず、新設・大改良の際には全ての旅客施設に移動円滑化基準への適合義務が課される ☞同法に基づく「基本方針」において1日あたり利用者数5000人以上の駅について平成22年度までに原則全てバリアフリー化することを目標設定			
H18年度	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:パリアフリー法)」(H18.12.20施行)			
110十/又	☞ハートビル法と交通バリアフリー法を統合			
H22年度	○バリアフリー法に基づく「基本方針」改定(H23.3.31施行)  ☞1日あたり利用者数3000人以上の駅について平成32年度までに原則全てバリアフリー化することを目標設定			

☞バリアフリー法に基づく基本方針を踏まえ、1日あたり利用者数3000人以上の駅について平成32年度までに原則全てバリアフリー化することを目

### ı

近年の動向

標設定

H26年度

- ○「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会 |報告書とりまとめ(平成29年6月)

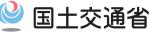
○交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」の策定(H27.2.13閣議決定)

ホームドアの整備目標設定(平成32年度までに800駅)

- ○国十交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部バリアフリーWGとりまとめ(平成29年6月)
- ○国工文通省2020年オリンピッグ・バブリンピッグ来京人云準備本品バリアブリーWGCりまどの(平成29年6月) ○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会

(平成28年10月31日設置 継続中)

## バリアフリー法及び基本方針の概要



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な 移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

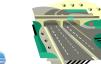
## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)

## 1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定/移動等円滑化基準の適合義務/公共交通事業者 等の職員に対する教育訓練の努力義務

旅客施設及び車両等









都市公園

建築物



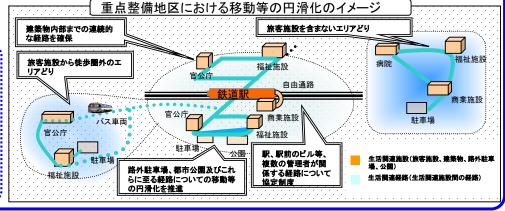
## 2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化

<u>事業を実施</u>

★住民等の計画段階 からの参加の促進を図 るための措置





## 3. 心のバリアフリーの推進

がリアフリー化の促進に関する
国民の理解・協力の促進等



# ●視覚障害者サポート体験



### 【基本方針】※平成23年3月改正

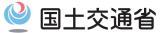
- ○移動等円滑化の意義及び目標
- ・旅客施設、車両、道路、公園、建築物等 について、平成32年度までの整備目標 を設定

旅客施設:3000人以上/日の施設に

ついて原則100% (従前:5000人以上)

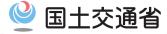
- ○施設設置管理者が講ずべき措置
- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の 提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性
- ○基本構想の指針
- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業 を重点的かつ一体的に推進することの 意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的発展を図る「スパイラ ルアップ」の推進
- ○その他移動等円滑化の促進
- ・国の責務として、スパイラルアップ及び 心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条 例等の制定等の推進

# 鉄道駅のバリアフリー化の整備義務、目標等



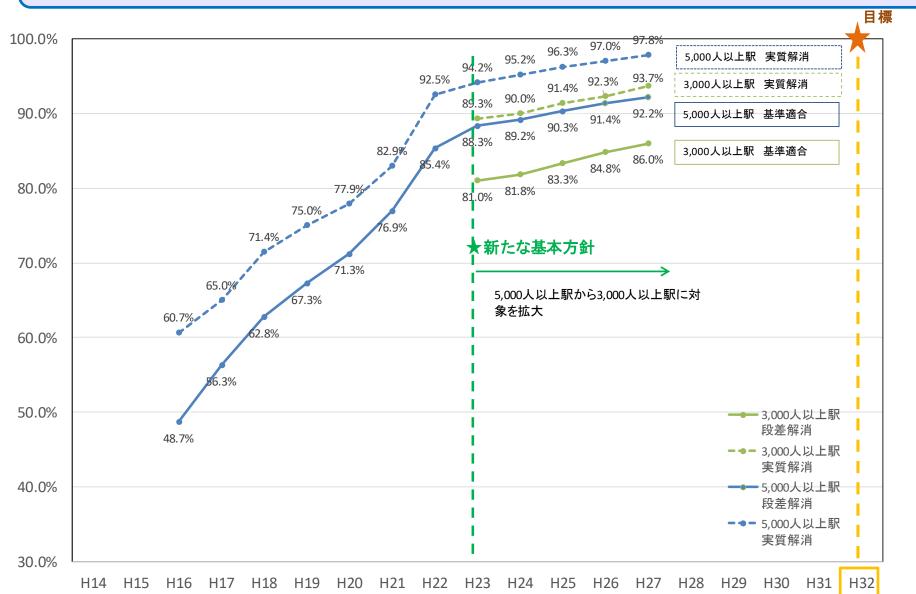
		エレベーター等	誘導用ブロック等	障害者対応型トイレ	ホームドア		
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)							
新設・大規模改良	○公共交通移動等円滑化基準(平成18年国土交通省令第111号)						
	公共交通移 動等円滑化 基準への適合 : 義務 【法第8条第1 項】	駅の出入口からホームへの 1 以上の経路を、原則として <u>エレベーター又はスロープにより段</u> <u> 差解消する</u> こと(※2)。【省 令第4条第1,2項】	障害者誘導用ブロックを敷	害者等の円滑な利用 に適した構造であるこ	発着する全車両の乗降口の位置が一定で、 車両を自動的に一定の位置に停止可能な ホームには、ホームドア又は可動式ホーム柵を 設置すること。【省令第20条第1項第6号】		
		○移動等円滑化の促進し	こ関する基本方針 (平成	23年国家公安委員会	、総務省、国土交通省告示第1号)		
	公共交通移 動等円滑化 基準への適合 : 努力義務	平均利用者数が3000人以上	<u> -/日の駅</u> については、 <mark>H32</mark> 至	F度までに、原則としてst	全てについて以下のバリアフリー化を実施		
上記		エレベーター又はスロープの設 置を始めとした段差の解消	視覚障害者誘導用ブロックの整備	便所がある場合には 障害者対応型便所 の設置	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等の転落を防止するための設備の整備。ホームドア又は可動式ホーム柵については、技術的困難さ、サービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。		
以 外	【法第8条第3項】	※交通政策基本法に基づ	づく「交通政策基本計画	]」(平成27年2月13日	3閣議決定)		
		<b>≐たみ白. タオホボ苫佐訊のナジェのナ</b>	- બાળ 급加	,	○平均利用者数が <u>10万人以上の駅</u> につい ては、バリアフリー法基本方針に則り、ホー		
	客施 ※2 構造 <sub>-</sub> ※3 旅客6	模な改良:鉄軌道施設のすべての本設の改良、旅客施設の移設その他 設の改良、旅客施設の移設その他 上困難な場合は、車いす使用者のP D円滑な流動に支障を及ぼす恐れた 防止するための設備	の全面的な改良 引滑な利用に適したエスカレータ	一等	ムドア又は内方線付き 点状ブロックによる <u>ムドア又は内方線付き 点状ブロックによる</u> <u>転落防止設備の優先的な整備</u> を行う。 ○ホームドアの設置数(目標) H32年度 約800駅		
					3		

# 鉄道駅におけるバリアフリー化(段差解消)の進捗推移



〇利用者数5,000人以上駅においては、基準適合の駅が92.2%(H27)であり、着実に推移。

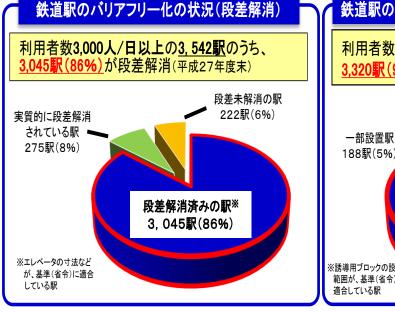
〇3,000人以上駅においても、基準適合駅が86.0% (H27)と、着実に推移。

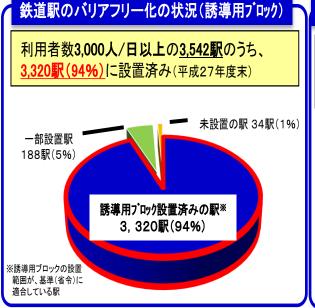


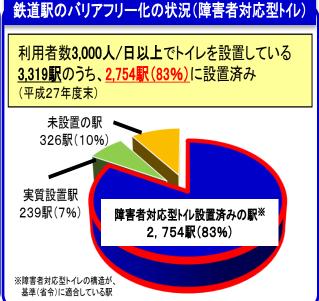
## 鉄道駅のバリアフリー化の推進



- バリアフリー法に基づく「基本方針」において、<u>平成32年度までに、利用者数3,000人/日以上の駅</u>について、<u>原則として全てバリアフリー化</u>を実施(※)することを目標としている。
  - ※バリアフリー化の主な内容:段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック等の整備、障害者対応型トイレの設置
- 同方針において、<u>ホームドアについては、優先的に整備すべき駅を検討</u>し、<u>可能な限り整備を促進</u> する、としている。
  - また、交通政策基本計画において、平成32年度までに約800駅とする目標を設定している。
- こうした目標達成のため、国、地方公共団体による支援(補助)を実施している。

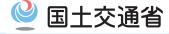






【ホームドア】 転落事故の約半数を占める<u>利用者数10万人/日以上駅(260駅)は84駅に整備。</u>全駅では686駅に整備(平成28年度末)

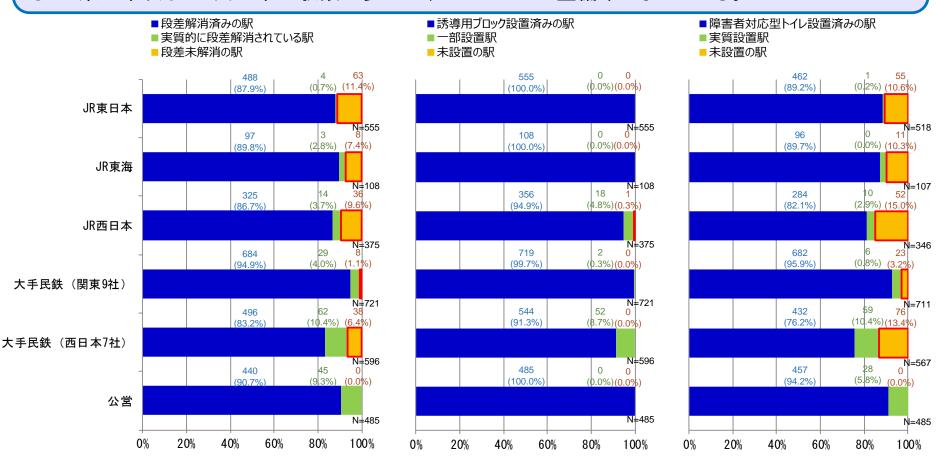
## 鉄道駅におけるバリアフリー化(段差解消等)の実施状況(事業者別)



- ○段差解消等については、全体的に整備が進んでいるが、大手民鉄では関東の整備率が高い。
- 〇公営では、全ての駅でバリアフリー対応が行われている。

段差解消の対応状況

OJR東日本及びJR西日本は駅数が多いが、80~100%の整備率となっている。



誘導用ブロックの設置状況

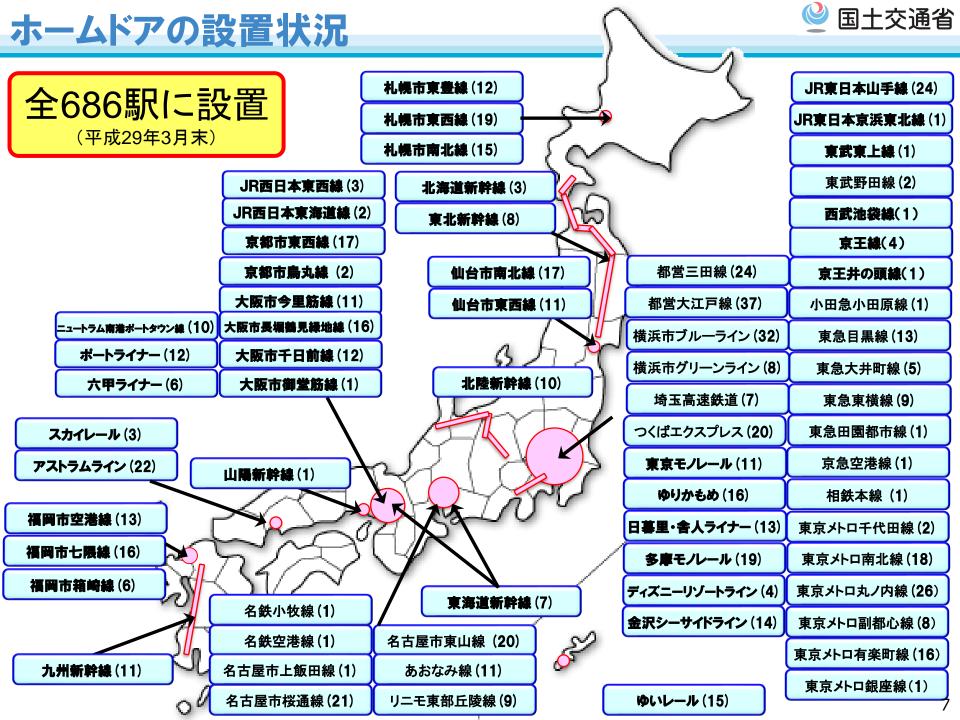
障害者対応型トイレの設置状況

※数値の単位: [駅]

<sup>※</sup>平成28年度末時点

<sup>※</sup>利用者数3,000人/日以上の駅を対象

<sup>※■:</sup>移動等円滑化基準に適合している施設が使用されている駅



## 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ(平成28年12月)の



国十交诵省

### フォローアップ概要(平成29年7月)

## 「中間とりまとめ」における転落防止対策《ホームドア》

- ホームドアの整備
  - ・ 転落事故の約半数を占める利用者10万人/日以上駅を優先的に整備
    - (ア)車両の扉位置が一定など整備条件を満たしている場合、原則として平成32年度までに整備
    - (イ) 整備条件を満たしていない場合、新型ホームドアや車両更新を検討
    - (i) 新型ホームドアにより対応する場合、概ね5年を目途に整備又は整備着手
    - (ii) 車両更新により対応する場合、更新後速やかに整備
    - (iii) 扉位置不一致等の解消困難な場合等、駅員等による誘導案内等のソフト対策を重点実施
  - ・利用者10万人/日未満の駅は、駅の状況等を勘案して整備
- 新型ホームドアの普及促進
  - ・扉位置不一致等の課題を解消する新型ホームドア(昇降ロープ式等)を積極的に普及促進
  - →こうした取組により、交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)において、平成32年度に約800駅としてい る整備目標について、できる限りの前倒しを図る

## 転落防止対策のフォローアップ状況 **《ホームドア》**

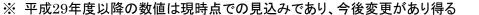
(1) 鉄道駅全体(686駅を整備済み(平成28年度末))

平成32年度までに196駅を整備。882駅が整備済みとなり、交通政策基本計画の目標(約800駅)を前 倒し達成の見込み

- (2) 利用者10万人/日以上駅(260駅のうち整備済みの84駅(平成28年度末)を除く176駅が対象)
- ① 平成32年度までに、整備条件を満たしている全46駅を整備

加えて、新型ホームドアや車両更新による扉位置の統一により、18駅を整備

② 平成33年度以降、新型ホームドアや車両更新の進展、駅改良にあわせた整備によりさらに51駅を整備(整備 済合計199駅)。(残る駅(61駅)等については、引き続き対応方策を検討するとともに、当面、ソフト対策を重点実施)



# 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ(平成28年12月)の



国土交通省

## 「中間とりまとめ」における転落防止対策《内方線付き点状ブロック》

- 内方線付き点状ブロックの整備促進
  - ・転落事故の約9割を占める利用者1万人/日以上駅を平成30年度までに整備



## 転落防止対策のフォローアップ状況《内方線付き点状ブロック》

<u>平成30年度</u>までに、<u>利用者1万人/日以上駅</u>において、ホームドア整備(又は予定)駅を除く対象394駅のうち391駅を整備。概ね整備完了

## 「中間とりまとめ」における転落防止対策《ソフト面の対策》

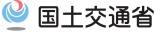
- ソフト面の対策
  - ・駅員等による誘導案内の強化と接遇能力の向上
  - ・旅客による声かけ、誘導案内の促進
  - ・駅における盲導犬訓練等への協力

## 転落防止対策のフォローアップ状況《ソフト面の対策》

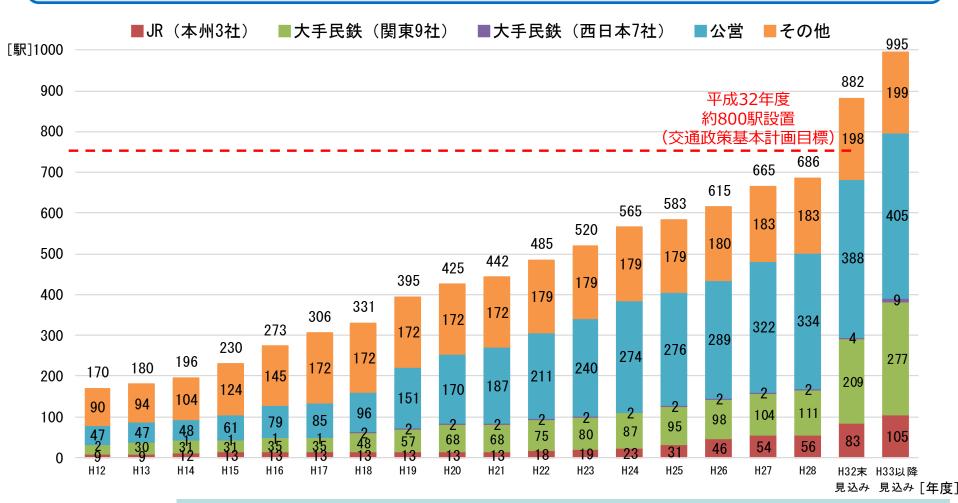


- ・視覚障害者が参画した研修等を実施する取組が倍増(28年度11社→29年度23社)
- ・国主催の声かけ・見守りキャンペーンに加え、鉄道事業者等も独自にキャンペーンを実施 (昨年秋以降で新規11件、継続1件)
- ・駅における盲導犬の育成や訓練への協力が大幅増(28年度48社→29年度84社)

# ホームドアの設置状況の推移



- 〇現状では、大手民鉄(西日本7社)の基数が少ない状態。
- 〇平成32年度までの約800駅設置(交通政策基本計画目標)については達成見込み。



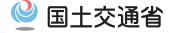
(参考)【その他に含まれる主な路線】

関東:ゆりかもめ、つくばエクスプレス、埼玉高速鉄道、多摩都市モノレール、東京モノレール、金沢シーサイドライン

中部・近畿:名古屋臨海高速鉄道(あおなみ線)、愛知高速交通(リニモ東部丘陵線)、神戸新交通(ポートアイランド線、六甲アイランド線)

九州: JR九州(九州新幹線)、沖縄都市モノレール

## ユニバーサルデザイン2020行動計画について



■ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定) 【抜粋】

平成28年12月で施行後10年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、 平成29年度中に検討を行う等により、スパイラルアップを図る。

#### 1. 経緯

東京大会を契機として、共生社会の実現に向けた<u>ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進</u>し、大会以降の<u>レガシーとして残していくための施策を実行</u>するため、28年2月、オリパラ担当大臣を座長とする「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。

同会議の下に設置された「心のバリアフリー分科会」及び「街づくり分科会」における議論、28年8月の「中間とりまとめ」を経て、 取り組むべき具体的施策について、2月20日、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン2020行動 計画」として決定。

#### 2. 行動計画の概要(国土交通省関連)

- (1) ユニバーサルデザインの街づくり
- ① 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

空港から競技会場等に至る面的なバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

- ○競技会場周辺エリア等の道路、都市公園、鉄道駅等のバリアフリー化に向けた重点支援
- ○新宿、渋谷等都内主要ターミナルの再開発プロジェクトに伴う面的なバリアフリー化の推進
- 〇成田空港、羽田空港国際線ターミナルの世界トップレベルのバリアフリー化
- ○空港アクセスバスのバリアフリー化、UDタクシー導入への重点支援 等
- ② 全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

- 〇バリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ
- 〇<u>交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、建築設計標準の改正</u>による交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げ (鉄道車両の車椅子スペースの設置箇所数拡大、トイレ環境の整備、ホテル客室の指針見直し 等)
- ○観光地のバリアフリー情報の提供促進 (統一的な評価指標によるモデル評価の実施、バリアフリー旅行相談窓口の拡大 等)
- ○各地の中核施設を中心とした面的なバリアフリー化(主要ターミナル等のバリアフリー化、基本構想の策定促進 等)
- 〇<u>公共交通機関等のバリアフリー化</u>(駅ホームの安全性向上、鉄道の車椅子利用環境の改善、主要空港・主要旅客船ターミナルの バリアフリー化、バス・タクシーのバリアフリー化 等)
- 〇<u>ICTを活用した情報発信・行動支援</u>(歩行者のための移動支援サービスの実現、交通機関の利用にあたっての

情報提供サービスの実現に向けた取組等)

- 〇<u>トイレの利用環境改善</u>(機能分散等トイレ環境の整備、トイレ利用のマナー改善キャンペーンの実施 等)
- (2)心のバリアフリー
  - 〇交通、観光分野における接遇の向上(接遇ガイドライン等の作成)と職員研修の充実 等

## 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」報告書とりまとめ



(平成29年6月)

国土交通省

ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日)

バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラ ルアップを図る。

バリアフリー法及び関連施策について、その見直しも視野に入れ、理念的、制度的な観点を含め幅広く検討することを目的とした、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会(平成29年3月15日設置)」(委員構成:学識経験者、障害当事者、施設管理者等)

### 【報告書の概要】

### 【施策の方向性を打ち出すにあたり留意すべき3つの視点】

(1) 高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進

より高いレベルでバリアフリー化を実現し、また、より広範な社会活動への参加を可能とするバリアフリー化を実現するとともに、バリアフリーに係る情報を高齢者、障害者等が自らの行動決定に反映できる状況となるよう、法及び関連施策を具体的に検討していくことが不可欠。

(2) バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化

地域の関係者の連携を促進し、バリアフリーのまちづくりを推進するとの考えに立ち、法及び関連施策を具体的に検討していくことが不可欠。

(3) ハード・ソフト一体となった取組の推進

高齢者、障害者等の移動等円滑化を一層推進する観点から、ハード面の整備はもとより、これと一体となったソフト面の取組を関係者が主体的に推進する必要があるとの考えに立ち、法及び関連施策を検討していくことが不可欠。

#### 【バリアフリー施策に係る今後の対応の方向性】

- ①障害者権利条約締結等状況の推移を踏まえたバリアフリー施策推進 の基本的考え方
  - ・全国のバリアフリー水準の底上げに向け、具体の施策を推進
  - ・バリアフリー法の適用対象となる公共交通事業者等の範囲について、拡 大の可能性を検討
- ②個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組 促進のあり方
  - ・交通バリアフリー基準・ガイドラインを本年度中に見直す
  - ・施設等<u>ハード面のバリアフリー化</u>に加え、一体的に取り組むべき<u>ソフト面</u>の対応に事業者が主体的かつ総合的に取り組むよう、環境整備
- ③地域の更なる面的バリアフリー化に向けた基本構想制度のあり方
  - ・交通結節点における施設設置管理者間の連携促進の仕組みを検討
- ④心のバリアフリーのあり方
  - ・公共交通事業者等による更なる職員研修の実施を促進するための仕 組みについても検討

#### 【具体化に向けて】

■ 取りまとめられた施策の方向性に沿って必要な検討を進め、関係事業者と十分調整を図りつつ、具体の政策立案を速やかに行い、実行に移していくべき。

12

## 国交省2020年オリ・パラ東京大会準備本部バリアフリーWGとりまとめ



国土交通省

(平成29年6月)

#### 体制

- ○国交省オリパラ準備本部バリアフリー WGにおいて、バリアフリー法及び関 連施策について検討。
- ○WGと並行して、「バリアフリー法及び 関連施策のあり方に関する検討会」 において学識経験者、障害当事者、 施設管理者等による検討を行う。ま た、両者は連携して検討を進める。

### 国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部 本部長・国十交诵大臣

#### バリアフリーWG

長:国土交通副大臣

構成員:政務二役、次官、局長等

・準備本部第二回会合(H26.9)

にて設置を了承

### バリアフリーWG 幹事会

幹事長:総合政策局長

幹事:関係課長等

事務局:総政局安心生活政策課

### WGとりまとめの概要

### 【基本となる3つの視点】

(1) 高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進 高齢者、障害者等が社会、経済、文化その他あらゆる 分野の活動に参加し、活躍する機会を確保していくことが 重要であり、施策の拡大・充実を実現する。

(2) バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化 地域の関係者の連携を促進し、バリアフリーの街づくりを 推進する。

### (3) ハード・ソフト一体となった取組の推進

ハード面の整備はもとより、これと一体となったソフト面の 取組を推進する。

#### 【施策の方向性】

- ①バリアフリー施策の基本的考え方
  - ・バリアフリー法の適用対象事業者の拡大を検討等
- ②施設設置管理者等の取組促進
  - ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの本年度中の見直し
  - ・2021年度以降の整備に関する目標設定のあり方について検討を 開始(基本方針)
  - ・<u>公共交通事業者等が、ハード、ソフト両面の取組状況を対外的に明らかにする制度の導入を検討</u>
- ③地域の更なるバリアフリー化
  - ・交通結節点における施設管理者間の連携促進の仕組みを検討
- 4心のバリアフリー
  - ・公共交通事業者等が更なる職員研修の実施を促進する仕組みについて検討

#### 【具体化に向けて】

とりまとめた施策について、事業の実情などに即した実効ある制度設計等を行うため、関係事業者と十分調整を図りつつ、早期の具体化に向け検討を進める。

## 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び



国土交通省

## 設備に関する基準等検討委員会

【経緯】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施 設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111条)については、施行後約10年が経過。 施行後のバリアフリー・ユニバーサルデザインを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成29年度中の改正を目指し、検討委員会を設置。

【これまでの開催実績】

第1回: 平成28年10月31日開催

第2回: 平成28年12月21日開催 第3回:平成29年3月21日開催

第5回:平成29年9月下旬(予定)

第4回:平成29年5月25日開催

第6回:平成29年12月下旬(予定)

【主な委員構成】 学識経験者

障害者団体 公共交通事業者

(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

国十交诵省

## 主要論点の検討状況

調湯	<b>示</b> 起	元旦しの万円住
段差解消されたバリアフリー ルートの複数化について	出入口が複数ある旅客施設で <u>段差解消経路が1ルートのみ</u> であること等により、高齢者・障害者等が、 <u>著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされる</u> 状況の改善	一定の場合に <u>複数のバリアフリールートを整備</u> することについて、基準化も視野に引き続き検討
	- - - 乗換ルートとは異なるルートのみが段差解消していること等によ	

乗換ルートのバリアフリー化に

り、高齢者・障害者等が、著しく長距離・長時間の移動を余儀

乗換ルートのバリアフリー化について、基準化も視野 に引き続き検討

ついて なくされる状況の改善 エレベーターかごの大きさ等に

高齢者・障害者等が、エレベーターの前で滞留し、エレベーター の利用までに著しく長時間を要するケースの改善

現行の基準(11人乗り)では著しい滞留が発生 する一定の場合のエレベーターの大型化について、 基準化も視野に引き続き検討 基準化(ガイドライン改訂検討委員会において、

プラットホームの内方線付き 点状ブロックの設置について プラットホームと車両床面の段

ついて

視覚障害者等のホーム転落事故の防止